

平成30年度答申第36号
平成30年9月12日

諮問番号 平成30年度諮問第34号（平成30年8月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請（以下「本件申請」という。）したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成29年9月19日、求職者支援訓練を開始した。当該求職者支援訓練は、P訓練校（以下「本件訓練校」という。）が開催するB科（以下「本件訓練」という。）で、受講期間は同日から平成30年2月16日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 平成29年9月21日、本件訓練の受講開始時刻は午前10時10分であったが、審査請求人は、同日、受講開始時刻に遅刻し、午前10時15分から受講した。

（日別計画表、職業訓練受講給付金支給申請書）

- (3) 審査請求人は、平成29年10月24日、処分庁に対し、同年9月19日から同年10月18日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、給付金の支給を申請（本件申請）したところ、処分庁は、本件申請に係る給付金を支給しないことを決定し、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金支給状況（支給記

録)、業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、平成29年12月14日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成30年8月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、平成29年9月21日、前日に電車に乗り遅れそうだったことから、前日より早めの電車に乗ったところ、途中駅での乗換えを誤り1本早い各駅停車の電車に乗ってしまった。この電車は通常9時58分に本件訓練校の最寄り駅に到着する電車であるが、平成29年9月21日は3分遅延が出ており、本件訓練校の最寄り駅に到着したのは10時1分であった。本件訓練校の最寄り駅から本件訓練校まで徒歩で15分かかることから、審査請求人は本件訓練校まで走って向かったところ、本件訓練校に到着したのは10時12分くらいだったが、審査請求人が受講する教室は6階であったため、教室に入室した時間は10時15分となり、結果5分遅刻してしまった。

しかし、同日の授業には一切支障はなく、その後も1日も遅刻することなく本件訓練校に通っている。遅刻しないために自宅を早く出たことで、途中駅での乗換えを間違えてしまったのであり、自宅を出る時間が遅れ、遅刻したのではない。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 審査請求人の遅刻は、同人が自ら電車を乗り間違えたことによるものであると主張しており、そこに争いはなく「やむを得ない理由」とは判断できない。よって、支給要件の一つである求職者支援規則11条1項5号の出席要件を満たしていないことになる。
- 2 処分庁は、以上の理由により原処分(本件不支給決定)を行ったものであり、同処分は法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、同処

分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記第1の2記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める、「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日について、プログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、平成29年9月21日、5分遅れで本件訓練校の教室に入室したものの授業に一切の支障はなかった旨主張しているが、同日に実施された授業について、実施時間のうち午前10時10分から午前10時15分までは遅刻により受講していないことから、同日のプログラムの開始から終了まで受講したとはいえない。したがって、審査請求人は、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

また、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。上記「やむを得ない理由」につき、厚生労働省は通達（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号「求職者支援制度の実施について」）により求職者支援制度業務取扱要領を定めており、同要領は、当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため、天災その他やむを得ない理由のため等の理由を掲げている（10042（2）へ）が、これらは社会通念上、欠席として

扱うことが不合理であると考えられるものの例示であり、受講生に帰責性の認められる遅刻を想定したものではないと解される。

本件における審査請求人の遅刻は、電車の乗換えを誤ったことによるが、社会通念上通常の注意を払えば、電車の乗換えを誤ることはなかったものである。したがって、本件の遅刻は「やむを得ない理由」に該当するとは認められない。したがって、審査請求人の主張は採用することはできず、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史